労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六百四十条第一項第二号中「第二十七条第二項本文」の下に「（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第六百四十一条第一項第一号中「以下同じ。）」の下に「又はエチルベンゼン等（特化則第二条第一項第三号の二のエチルベンゼン等をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「有機溶剤等」の下に「又はエチルベンゼン等」を、「で有機溶剤」の下に「又は令別表第三第二号3の3に掲げる物」を加える。

第六百五十八条中「第六条第一項」の下に「（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を、「第十六条」の下に「（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第六百五十九条中「第十一条」の下に「（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を、「第十七条」の下に「（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第一令第六条第十八号の作業の項を次のように改める。

令第六条第十八号の作業の項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十八号の作業の項に掲げる作業のうち、別表第三第二号3の3に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（エチルベンゼン等関係）

別表第二イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）の項の次に次のように加える。

インジウム化合物	〇・一パーセント未満

別表第二エチルエーテルの項の次に次のように加える。

エチルベンゼン	〇・一パーセント未満

別表第二五酸化バナジウムの項の次に次のように加える。

コバルト又はその無機化合物	〇・一パーセント未満

別表第二の二インジウム及びその化合物の項中「及びその化合物」を削り、同項の次に次のように加える。

インジウム化合物	〇・一パーセント未満

別表第七の十三の項中「第六条」の下に「（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、同表の十八の項上欄中「設備」の下に「（特化則第二条の二第二号又は第四号に掲げる業務のみに係るものを除く。）」を加える。

様式第四号の三備考に次のように加える。

8　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新規化学物質省令」という。）第2条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第1の届出書を提出した場合であつて、当該届出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

9　新規化学物質省令第3条又は第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第2、様式第4、様式第6又は様式第9のいずれかの申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

様式第四号の四（裏面）備考8中「示性式」の下に「（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」を加える。

様式第四号の四（裏面）備考9を次のように改める。

9　一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」、「新規化学物質の用途」、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

なお、8の場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、別紙に記載すべき項目のうち、「新規化学物質の物理化学的性状」は記載を要しないこと。

様式第四号の四（裏面）備考に次のように加える。

11　新規化学物質省令第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第9の申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

12　11の方法による申請を行う場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。